

平成18年度
第3回
茨木市国民保護協議会

会 議 録

茨木市国民保護協議会

1. 平成18年12月22日（金）午後1時30分から第3回茨木市国民保護協議会を南館10階大会議室で開催した

1. 出席委員

会長 茨木市長
委員 陸上自衛隊第36普通科連隊第4中隊長
委員 茨木警察署 署長
委員 茨木土木事務所 所長
委員 大阪府北部農と緑総合事務所 所長
委員 助役
委員 助役
委員 消防長
委員 収入役
委員 水道事業管理者
委員 企画財政部長
委員 市民生活部長
委員 環境部長
委員 建設部長
委員 都市整備部長
委員 健康福祉部保健医療課 参事
委員 人権部男女共同参画課 参事
委員 西日本旅客鉄道(株) 茨木駅長
委員 関西電力(株)高槻営業所 所長
委員 大阪ガス(株)導管事業部 北東部導管部保安指令センター 所長
委員 (株)阪急レールウェイサービス 高槻市駅管区 総括駅長
委員 阪急バス(株)茨木営業所 所長
委員 淀川右岸水防事務組合 事務局長
委員 神安土地改良区 理事長
委員 茨木市消防団 団長
委員 茨木警察署管内防犯協会 会長
委員 茨木市民生委員児童委員協議会 副会長
委員 (独)産業技術総合研究所 参与

1. 代理出席とした者

委員 西日本電信電話(株)大阪支店 設備部長
委員 茨木土木事務所 地域防災監

1. 欠席した委員

委員 近畿農政局大阪農政事務所 地域第一課長
委員 茨木保健所企画調整課 課長補佐
委員 教育長
委員 総務部長
委員 日本通運(株)茨木支店 支店長

委員 西日本高速道路(株)関西支社 茨木管理事務所 所長

委員 茨木郵便局代表 大田郵便局 局長

委員 茨木市医師会 会長

委員 茨木市自治会連合会 会長

1. 説明のため出席した者は次のとおり

茨木市総務部総合防災課長

茨木市総務部総合防災課安全管理係長

1. 会議次第は次のとおり

(1) 開会

(2) 市長あいさつ

(3) 議 題

(4) 閉会

1. 会議において審議した議案案件は次のとおり

・茨木市国民保護計画（案）に対する意見等の意見募集

・茨木市国民保護計画（答申案）

・国民保護計画の策定スケジュール

○あいさつ（野村会長（市長））

○司会（吉田安全管理係長）

それでは、議事に入ります前に、会議成立の報告をいたします。

本日の協議会ですが、委員総数38名のうち、出席者は、29名で、過半数に達しておりますので、茨木市国民保護協議会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立いたしております。

なお、本協議会の議長は、茨木市国民保護協議会条例第5条第1項の規定により、会長が務めることとなっております。

それでは、会長である野村市長に議長をお願いいたします。

○議長（野村会長（市長））

それでは、私の方で会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております次第に沿って進めてまいります。まず、議題1の「茨木市国民保護計画（案）に対する意見等の募集結果について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

○案件説明（総合防災課長）

茨木市国民保護協議会事務局、総合防災課 課長の島村です。

よろしくお願いいたします。

それでは、「茨木市国民保護計画（案）に対する意見等の募集結果について」ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

今回の意見募集につきましては、「国民保護計画への意見募集」という見出しで、広報いばらき10月号に掲載したほか、市のホームページには、できるだけ多くの方に見ていただけるように、トピックス

として掲載するなど周知に努めております。

「茨木市国民保護計画（案）」に関する市民からの意見募集の結果につきましては、「茨木市国民保護計画（案）」を、10月2日から11月1日までの1ヶ月間、総合防災課、市役所南館1階情報ルーム、各図書館、生涯学習センター、各地区公民館、北辰出張所に備え付け、総合防災課では、貸出用も用意しまして、計18施設で公表しております。

あわせて、市のホームページからも計画（案）をダウンロードできるかたちで実施いたしました。その意見提出につきましては、提出者は5名で、提出件数は14件となっております。

次ページをご覧ください。

いただきました意見といたしましては、「提出された意見及び市の考え方」のとおりでございますが、この内容につきましては、去る11月22日に郵送で、委員の皆様にお送りいたしまして、ご確認いただき、まとめさせていただいております。

市民の皆様方から提出いただきました意見の主な内容としましては、

- 国民保護計画自体要る、要らないといった国民保護計画策定そのものについて
- 訓練の実施について
- わかりやすい概要版の作成について
- あと1年程度時間をかけ、丁寧に計画を策定をという策定過程について
- ジュネーブ条約等を計画に反映させることについて
- 協議会委員の構成について

などとなっております。

事務局といたしましては、今回いただきました意見につきましては、それに対する市の考え方を、ホームページや情報ルームなどで、公表させていただきたいと考えております。

なお、これら提出されました意見によります、計画そのものの修正につきましては、それぞれの意見が、具体的に計画のどの部分を指しているものではなく、疑問点や要望でありますことから、今回いただきました意見につきましては、今後の国民保護計画の啓発や避難実施マニュアルの作成、また訓練の方法・あり方を検討する上での、参考とさせていただきたいと考えております。

○議長（野村会長（市長））

以上で、「茨木市国民保護計画（案）」に対する意見等の募集結果について」の説明を終わります。事務局の説明は終わりました。

それでは、ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら、発言をお願いいたします。

○質疑 なし

○議長（野村会長（市長））

「茨木市国民保護計画（案）」に対する意見等の募集結果について、事務局案どおり公表することによってよろしいか。

《異議なしの声》

○議長（野村会長（市長））

それでは、事務局案どおり公表することといたします。

続きまして、議題2「茨木市国民保護計画（答申案）」について、計画案からの主な変更点など、事務

局から説明を求めます

○案件説明（総合防災課長）

それでは、「茨木市国民保護計画（答申案）」につきまして、ご説明申し上げます。

資料2といたしまして、答申書（案）、茨木市国民保護計画（答申案）の冊子、茨木市国民保護計画（案）修正箇所一覧表を配布しております。

茨木市国民保護計画（答申案）の冊子をご覧ください。

前回の会議でご指摘のありました部分につきまして、加筆・修正いたしましたので、ご説明申し上げます。

表紙裏面をご覧ください。

まず、第1点目といたしまして、『計画策定の理念的なところ、基本的人権、恒久平和などについて、「序文・はじめに」というようなかたちで明確にしては』とのご意見がございましたので、表紙裏面に「はじめに」ということで、市長のことばとして、盛り込んでおります。

また、計画のフォローアップをめざす意味から、意見、質問等の連絡先を明記いたしております。

なお、先日、計画（案）を送付させていただきましたが、その計画（案）のはじめにの文言につきまして、一部修正をさせていただいております。

この「はじめに」を挿入するかたちで、本計画の茨木市としての考え方を明確に示してまいりたいと考えております。

続きまして、43ページをご覧ください。

第2点目といたしまして、配備基準につきまして、「警戒配備の前に初動連絡体制をとるための事前配備が必要ではないか」とのご意見がございましたので、答申案43ページの表で、事態等の発生場所、他市町村の欄で、「多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手し、初動連絡体制を執るとき、」本市の地域防災計画と同様に、警戒配備体制の前に事前配備体制をとる旨、変更しております。

それに伴いまして、次ページ、44ページの下から数行の部分につきまして、事前配備体制の組織、所掌事務等について追加しております。

続きまして、76ページをご覧ください。

第3点目といたしまして、安否情報省令の改正に伴い、答申案76ページから82ページにかけて、文言の修正と様式の差し替えを行っております。

ページが前後しますが、16ページをご覧ください。

第4点目といたしまして、近畿地方環境事務所が、新たに指定地方行政機関に指定されましたので、答申案16ページの指定地方行政機関の表中、第5管区海上保安本部の下に、近畿地方環境事務所を追加しております。

その他、大阪府との事前相談におきまして、府の指摘により加筆、また一部文言の修正を行っております。

なお、全体の修正箇所につきましては、資料として配布しております茨木市国民保護計画（案）修正箇所一覧表のとおりとなっております。

以上、加筆及び修正を加えまして、前回お示しいたしました、計画（案）から変更し、今回答申案として、お示しさせていただきます。

以上で、「茨木市国民保護計画（答申案）」についての説明を終わります。

○議長（野村会長（市長））

ただ今、答申案につきまして事務局の方から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

○質疑 なし

それでは、茨木市の国民保護計画につきましては、お手元の「茨木市国民保護計画（答申案）」を本協議会として承認し、答申するということでよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、答申案のとおり承認し、答申することといたします。
続きまして、議題３「今後の事務の進め方について」、事務局から説明を求めます。

○案件説明（総合防災課長）

それでは、「今後の事務の進め方」につきまして、ご説明申し上げます。
資料３をご覧ください。

本日、答申いただきました茨木市国民保護計画（案）の内容を尊重し、再度、細部にわたりチェックを行い、来年１月早々には、市の計画案として完成させ、国民保護法第３５条第５項の規定に基づき、府知事との協議を経まして、２月には計画を確定させたいと考えております。

その後、同法第３５条第６項の規定により、３月には市議会に報告させていただき、市民に公表という流れで事務を進めてまいります。

なお、次年度以降につきましては、国民保護計画の啓発や実際の避難誘導等を的確、迅速に実施できるよう避難実施マニュアルの作成、また訓練の実施などについて、検討してまいりたく考えております。

今後とも、委員の皆様には、ご審議いただく内容が出てくると存じますが、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上で、「今後の事務の進め方」についての説明を終わります。

○議長（野村会長（市長））

ただ今、事務局から「今後の事務の進め方について」、説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

○質疑 なし

皆様のご協力によりまして、この答申案をまとめることができましたことを、厚くお礼申し上げます。

本来なら、本日、答申（案）を承認いただき、会長から市長へ答申書を送付するところですが、私から私への送付となりますことから、省略させていただきました。

今後は、答申を踏まえ、市として計画案を作成し、大阪府知事への協議を経て、計画策定の運びとなります。

しかしながら、国民保護の取組みは、計画ができたから終わりというものではなく、これがスタートであると思っております。

来年度からは、計画に基づき、避難実施要綱の作成など、必要な体制の整備等を行っていくこととしておりますので、委員の皆様には、今後ともご協力をお願い申しあげまして、本日の議事を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○司会（吉田安全管理係長）

ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。

○閉会 午後1時50分